

川崎市高津区公告第20号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年4月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和7年度	国民健康保険料	第8期分	令和8年5月1日	計13件
令和7年度	国民健康保険料	第9期分	令和8年5月1日	計64件

別紙省略